別冊１

知床国立公園

公園区域及び公園計画変更書

［第２次点検］
（環境省案）

平成　年　月　日
環　境　省

目次

第１　公園区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　指定理由の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　地域の概要の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
４　変更する公園区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第２　公園計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
１　変更理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２　基本方針の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
３　規制計画の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（１）　保護規制計画及び関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
ア　特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（ア）　第１種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（イ）　第３種特別地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
イ　面積内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
４　事業計画の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（１）　施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
ア　利用施設計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（ア）　単独施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（イ）　道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
ａ　歩道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
５　参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第１　公園区域の変更

１　変更理由

知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合３ｋｍの海域からなる。本国立公園は昭和 39 年６月１日に指定され、その後昭和 55 年２月４日には公園区域の一部変更、昭和 59 年６月 15 日には公園区域及び公園計画の全般的な見直しを内容とする再検討、平成２年 12 月１日には乗入れ規制地区の指定、平成７年２月 21 日には第１次点検、平成 15 年８月 20 日には北海道自然歩道の追加による公園計画の一部変更、平成 17 年 12 月 22 日には公園区域の一部変更及び羅臼温泉集団施設地区内の整備計画区の一部変更、平成 22 年 10 月 12 日には利用調整地区の指定及び生態系維持回復事業の追加による公園計画の一部変更、平成 22 年 12 月 17 日には公園区域の一部変更及び園地計画の追加が行われた。

今回の公園区域の変更（第２次点検）は、第１次点検以降における本地域を取り巻く社会情勢変化及び国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ、本国立公園羅臼町側の境界に隣接するキキリベツ川及びショウジ川の下流一帯を含む地域について、優れた風致景観を維持するため、公園区域に編入するものである。

２　指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

（表１：指定理由変更表）

変 更 後	変 更 前
①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） 知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合の海域からなり、北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴である。 以上より、本地域は季節海氷の特徴を反映した海洋生態系が陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成した原生的な自然環境が保全された貴重な半島地域であり、我が国を代表する傑出した景観を有する地域である。 ②規模（区域面積が原則として３万 ha 以上） 本国立公園の区域面積は、陸域 38,954ha、海域 22,353ha である。	再検討時（昭和 59 年）の指定書に記載なし。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上） 　本国立公園の原生的な景観核心地域は、知床岬、ルシャ・テッパンベツ、羅臼岳・硫黄山、知西別、岩尾別海岸、知床五湖などであり、その区域面積は 2,000ha を越える。 ＜参考：特別保護地区、第１種特別地域の合計面積：27,674 ha＞ ④利用（大人数による利用が可能） 　バスでの周遊や観光船による遊覧等のほか、自然探勝や登山、シーカヤック等が盛んで、多様性に富んだ利用が行われている。 　中でも、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉の利用者が多い。 　以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」（平成 25 年５月 17 日付け環自国発第 1305171 号環境省自然環境局長通知）の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「１国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。 　また、本国立公園のテーマを「流氷がつなぐ豊かな生態系、火山が生んだ山々と海岸断崖が織りなす雄大な景観」とし、季節海氷の特徴を反映した海洋生態系が陸上生態系と連続することにより複合生態系を形成した原生的な自然環境が保全された貴重な半島地域を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。	

３　地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

（表２：地域概要変更表）

変 更 後	変 更 前
１）　景観の特性 ア　地形・地質 知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70km、基部の幅が 25km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡に面している。知床半島の東側には、国後島が平行する形で横たわっている。半島の中央部に最高峰の羅臼岳（標高 1,661m）をはじめとする標高 1,500m を超える山々が連なっており、一部に海岸段丘が見られる他は、稜線から海岸まで平地がほとんど見られない急峻な半島である。この内、知床岬から知西別岳一帯までを国立公園区域としている。半島はプレート運動や火山活動、海食等多様な地形形成作用により造られていることから、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562m）は昭和 11 年に約 20 万 t の溶融硫黄を８ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。	（１）　景観の特性 ア　地形・地質 本公園の中央部には、標高 1,661ｍの羅臼岳を最高峰に、1,000ｍを越える山稜が背骨のように連なっている。海岸線は一部に平坦な溶岩台地や海岸段丘面も見られるが、それ以外は、山すそが直接海におちて、断崖をなしているところが多く、河が滝となって海に注ぐ景観が各所に見られる。 本公園の基盤は、新第三紀中新生の火山活動によって生じた海成堆積層から成り、この基盤岩を第四紀洪積世の火山活動によってもたらされた火山噴出物がおおっており、半島の脊稜山脈は、この時代に形成されたものである。
イ　植生 本国立公園は水平的には亜寒帯に属し、針広混交林が主体をなすが、海岸線から高山帯に至る垂直分布は、変化に富んでおり、	イ　植生 本公園は、水平的には亜寒帯に属し、針広混交林が主体をなすが、海岸線から高山帯に至る垂直分布は、変化に富んでおり、植

植物相は多様である。 海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を超えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。 また、植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。知床半島の陸上の維管束植物のうち４分の１以上が高山植物であり、シレトコスミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種が含まれる。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。	物相は多様である。 山麓部では、ミズナラ、イタヤカエデ・カツラ・シナノキ・ハリギリなどから成る広葉樹林帯が、その上部では、ミズナラ、ダケカンバ・トドマツ・エゾマツなどが混交する針広混交林が発達し、標高 600m付近からは、ダケカンバ林が広くおおう。 ハイマツ群落は、半島中央部では、標高 700m付近から出現するが、半島先端部では、さらに低下する。 脊稜山脈の稜線付近は、高山植物の群落であるお花畑が発達する。 以上の植生の大部分は、人為による影響の少ない天然林で占められる。
ウ　野生動物 かつて北海道に広く生息していた北方及び南方由来の陸上哺	ウ　野生動物 本公園は、北海道有数のヒグマ生息地であり、その他、エゾシ

乳類、鳥類のほとんどが生息しており、多様性に富んでいる。 哺乳類は、ヒグマやエゾシカなどの陸上哺乳類 36 種、トド、ゴマフアザラシ、シャチ、マッコウクジラなどの海棲哺乳類 22 種の生息が、知床半島及びその沿岸海域で確認されている。陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっており、特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されている。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、採餌、繁殖のために重要な場所となっている。 鳥類は、285 種が知床半島で記録されている。また遺産地域内では、これまで天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。 魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 261 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。この他、爬虫類８種、両生類３種、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。	カ・キタキツネ・イイズナ・エゾユキウサギ・クロテン・シマリス・エゾリス・オコジョなどの哺乳類が生息する。 鳥類では、天然記念物に指定されているオジロワシ・オオワシ・シマフクロウ・クマゲラなど 45 科、227 種が確認されており、鳥類相は極めて豊かである。 特に半島西海岸のウミウのコロニーは極東でも最大規模のものとして注目される。 又、本公園の周辺海域には、トド・ゴマフアザラシ・クラカケアザラシなど我が国に来遊するすべての鰭脚類が見られる。 以上のように、原生的な自然環境を必要とする野生動物が多種生息していることが、本公園の動物相の大きな特徴である。
エ　自然現象 知床連山の存在が東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。東に位置する羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山にあたるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方西に位置する斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、	エ　自然現象 本公園の気候は、脊稜半島の西と東で著しい違いが見られる。東の羅臼側では、冬は暖かく夏は寒冷で、道内有数の多雨・多雪地であるのに対し、西のウトロ側は、寡雨地帯で、冬夏の寒暖の差が大きい。 羅臼側では、６月から９月にかけて、海霧におおわれることが多く、夏の低温の原因となっている。 例年１月上旬から４月中旬にかけて本公園の海岸には、オホー

流氷の影響により気温が低下する。

また、本国立公園は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であるオホーツク海を含み、例年１月上旬から４月中旬にかけて流氷が接岸する。斜里側の海岸は流氷で全面的に結氷するが、羅臼側では開氷面が残る。

オ　人文景観

知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁猟民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切にした文化を育んだ。

（２）　利用の現況

本公園の利用者数推計は次の通りである。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
知床（万人）	180	174	166	177	173

本国立公園では、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠

ツク海からの流氷が接岸する。オホーツク海側では、海岸は流氷で全面的に結氷するが、知床岬の先端を廻って、流氷が流れ込む根室海峡では、開氷面が残る。

オ　人文その他の特殊景観

本公園の海岸低地や段丘上には、８～９世紀にオホーツク海沿岸一帯で成立したオホーツク文化や、それに替わって興隆した擦文文化の遺跡が散在している。

（２）　利用の現況

公園利用者数は、指定当時の年間 40 万人程度から昭和 46 年の知床ブーム、そして昭和 55 年のウトロ・羅臼線開通を経て大巾に増加し、昭和 57 年度では約 160 万人に達している。

公園利用の中心は、従来、ウトロ側の知床五湖に偏っていたがウトロ・羅臼線開通後は、知床岬がこれに並ぶようになり、半島を横断して周遊するルートが主要な利用動線となった。

又、ウトロ側では、半島先端部や岩尾別海岸を探勝する観光船

<table>
<tr>
<td>
及び羅臼温泉の利用者が多く、特に知床五湖には年間約 36 万人が自然探勝を目的に訪れている。また、海岸のレクリエーションとして観光船があり、断崖や滝等の景観及び野生動物を見せている。利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年はトレッキング及びシーカヤック等の体験型利用が増加し、多様化している。

（３）　社会的経済的背景
ア　土地所有別
本国立公園は公園区域 38,954ha（陸域）のうち、国有地 36,216ha、公有地 1,078ha、私有地 1,660ha であり、国有地の公園全体に占める割合が大きい。

イ　人工及び産業
(ア)本国立公園に関係する斜里町及び羅臼町の人口及び世帯数は次の通りである（平成 30 年１月現在）。
<table>
<tr><th>町名</th><th>人口（人）</th><th>世帯数（戸）</th></tr>
<tr><td>斜里町</td><td>11,723</td><td>5,584</td></tr>
<tr><td>羅臼町</td><td>5,231</td><td>2,119</td></tr>
</table>
※住民基本台帳より引用
</td>
<td>
も運行されており、年間で約 15 万人（昭和 56 年）の利用がある。
利用者の主体は、ドライブや景観探勝を目的とした周遊旅行者で、日帰り又は一泊までが大半を占める。
利用は、夏・秋（10 月中旬まで）に集中し、二季型である。

（３）　社会的経済的背景
ア　土地所有別
国有地　36,216ha
公有地　760ha
私有地　1,660ha

イ　人工及び産業
斜里町域では定住者はなく、羅臼町域でも羅臼温泉地区の 25 人のみであるが、海岸部（特に羅臼側）には、多くの番屋があり、漁期には、多数の人が公園内で生活する。
公園内の産業は、漁業だけで、サケ・マス定置網漁、ウニ・コンブ漁がさかんである。
</td>
</tr>
</table>

本国立公園区域内で生活する住民のほとんどは羅臼温泉地区に集中しているが、漁期に限り、海岸部の番屋で生活する漁師も多い。

（イ）本公園に関係する各町の産業別人口は、次の通りである。

	第１次産業		第２次産業		第３次産業		合計
	人数	%	人数	%	人数	%	
斜里町	1,461	22	1,240	19	3,877	59	6,578
羅臼町	1,262	39	648	20	1,311	41	3,221

※平成 27 年度国勢調査より引用

本国立公園内の産業は観光業と漁業であり、漁業ではサケ・マス定置網漁、ウニ・コンブ漁がさかんである。

ウ　権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

ウ　権利制限関係

（ア）　保安林

種　類	位　　置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	16,472	昭46・3・25 昭58・4・30 平15・9・24 平16・10・18
潮害防備	北海道斜里郡斜里町地内 国有林斜里事業区地内	540	昭11・2・8
保健	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	8,186	昭58・10・17 昭59・1・11 平4・11・30 平10・9・29
水源かん養	北海道斜里郡斜里町内 国有林斜里事業区	1,185	昭57・1・18
土砂崩壊防備	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	495	昭47・7・11 平1・5・9 平12・8・7

種　類	位　　置	重複面積	指定年月日
土砂流出防備保安林	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内並びに民有林（ルシャ）地内	4,751.20 ha	昭和 44 年6月30日 〃 46 年3月25日 〃 47 年7月11日 〃 49 年7月23日 〃 58 年4月30日
潮害防備保安林	北海道斜里郡斜里町地内 国有林斜里事業区地内	549.30 ha	昭和 11 年2月8日
保健保安林	北海道斜里郡斜里町内及び北海道目梨郡羅臼町内 国有林斜里事業区及び標津事業区地内	5,888.35 ha	昭和 57 年3月18日 昭和 59 年　月　日

（公有林）

種　類	位　　置	重複面積（ha）	指定年月日
土砂流出防備	北海道斜里郡斜里町	87	昭 49・10・8
土砂流出防備（うち一部、魚つき及び保健を兼ねる）	北海道目梨郡羅臼町	295	昭 50・4・23 昭 46・3・25 昭 62・4・16 平 12・8・7 平 16・10・18 平 30・4・24

（イ）鳥獣保護区

名称	位置	重複面積（ha）	当初指定年月日
知床鳥獣保護区	北海道斜里郡斜里町	22,985（うち　特　保 15,275）	昭 57・3・31
	北海道目梨郡羅臼町	15,856（うち　特　保 8,350）	

（イ）鳥獣保護区

・名称

知床鳥獣保護区

・位置

北海道斜里郡斜里町 及び 目梨郡羅臼町内

・重複面積

斜里町内の全部　23,011ha

（ 内特別保護地区　10,901ha ）

羅臼町内の国有林の全部　15,510ha

（ 内特別保護地区　8,437ha ）

合　計　38,521ha

（ウ）史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定天然記念物	エゾシマフクロウ	地域を定めず指定	昭46・5・19
国指定天然記念物	オオワシ	地域を定めず指定	昭45・1・23
国指定天然記念物	オジロワシ	地域を定めず指定	昭45・1・23
国指定天然記念物	カラフトルリシジミ	地域を定めず指定	昭42・5・02
国指定天然記念物	クマゲラ	地域を定めず指定	昭40.5.12
道指定天然記念物	羅臼の間歇泉	北海道羅臼町	昭43・3・19

（エ）海岸保全区域

（ 内特別保護地区　　19,338ha ）

・指定年月日

昭和57年3月31日

（ウ）海岸保全区域

・位置

北海道目梨郡羅臼町北浜（公園区域界）から

沿岸名	海岸名	位置	指定年月日
根室沿岸	羅臼海岸	北海道目梨郡羅臼町	昭47・1・18

（オ）砂防指定地

位置	河川名	重複面積（ha）	指定年月日
北海道目梨郡羅臼町	羅臼川	26.3	昭39・2・28 昭45・8・19 昭48・5・12 平22・5・25

北海道目梨郡羅臼町崩浜（カモイウンベ川北岸）までの海浜地及び地先海面

・指定年月日

昭和47年1月18日

（エ）　砂防指定地

・位置

北海道目梨郡羅臼町 国有林標津事業区

・面積　計　25.7ha

・指定年月日

昭和39年2月28日

昭和45年8月19日

昭和48年5月12日

４　変更する公園区域

知床国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

（表３：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積（ha）
1	拡張	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	国立公園境界に接するキキリベツ川及びショウジ川の下流域一体を含む地域は、エゾマツ、トドマツを主体とした北方針葉樹林やミズナラを加えた針広混交林等の自然林が残り、海岸部近くまで混在して広く分布する。 また、各河川沿いは、自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類を餌資源とするヒグマやオジロワシ、シマフクロウ等の大型猛禽類などの野生生物が高密度で生息する豊かな生態系が残され、優れた自然景観を有している。 このため当該地区の原生的な森林景観及び河川景観を保護するため、公園区域に編入する。	318 （国　－ 公　318 私　－）
			変更部分 面積計	318 （国　－ 公　318 私　－）
			変更前 公園面積	38,636 （国　36,216 公　760 私　1,660）
			変更後 公園面積	38,954 （国　36,216 公　1,078 私　1,660）

区域変更図

凡例	
拡張	
① ― ②	国　有　林　界
② ― ③	小班界（公有林）
③ ― ④	公　有　林　界
④ ― ⑤	国　有　地　界
⑤ ― ①	河川敷（含）界
――――	変更後の区域線
――――	新　区　域　線
- - - - - -	廃止される区域線

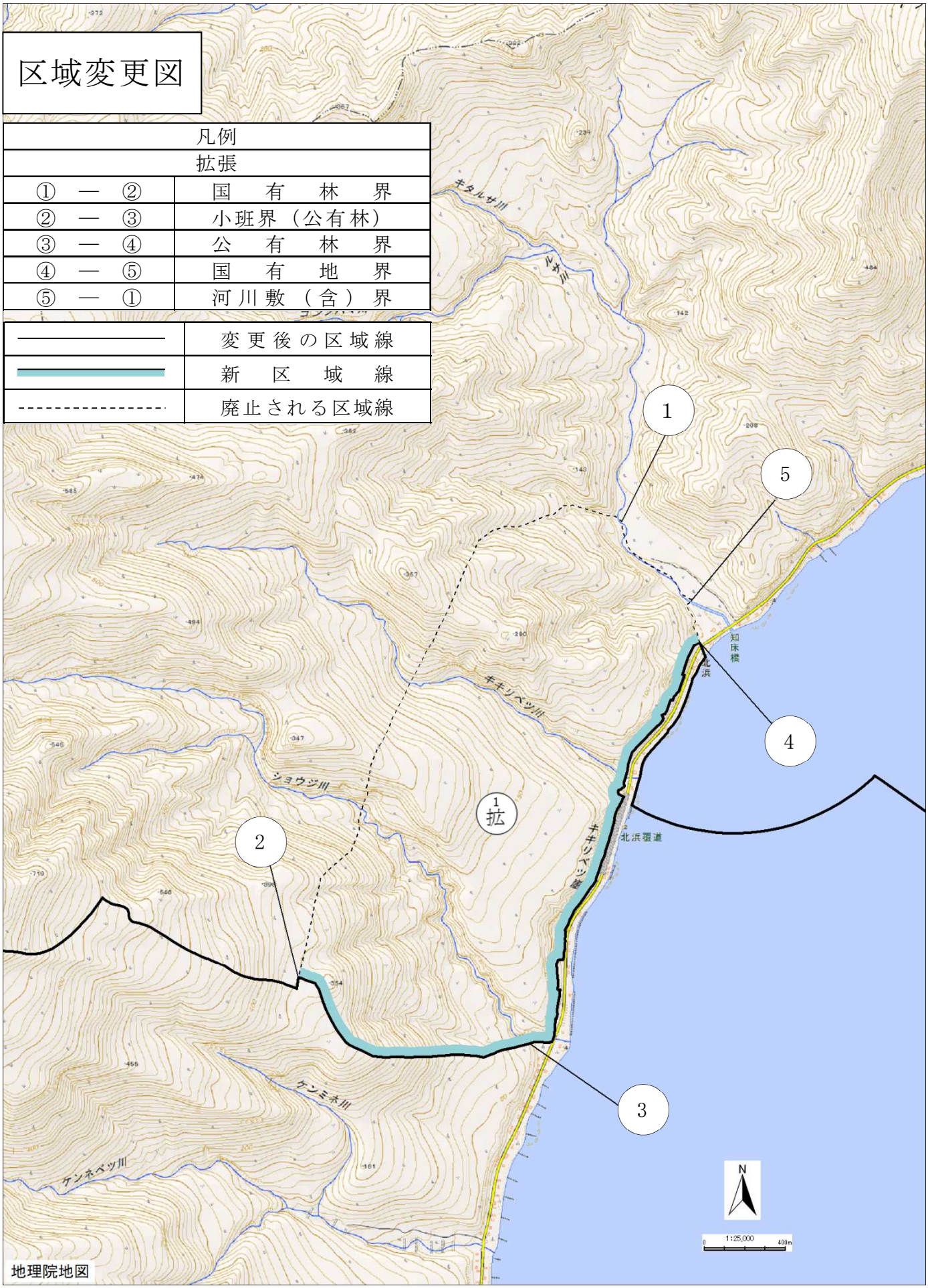

第２　公園計画の変更

１　変更理由

知床国立公園は、知床半島の一部及びその沖合３ｋｍの海域からなる。本国立公園は昭和 39 年６月１日に指定され、その後昭和 55 年２月４日には公園区域の一部変更、昭和 59 年６月 15 日には公園区域及び公園計画の全般的な見直しを内容とする再検討、平成２年 12 月１日には乗入れ規制地区の指定、平成７年２月 21 日には第１次点検、平成 15 年８月 20 日には北海道自然歩道の追加による公園計画の一部変更、平成 17 年 12 月 22 日には公園区域の一部変更及び羅臼温泉集団施設地区内の整備計画区の一部変更、平成 22 年 10 月 12 日には利用調整地区の指定及び生態系維持回復事業の追加による公園計画の一部変更、平成 22 年 12 月 17 日には公園区域の一部変更及び園地計画の追加が行われた。

本国立公園は、北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴で、平成 17 年７月には、本国立公園の風致景観の主要な構成要素である生物多様性と生態系について、季節海氷域がもたらす豊富かつ多様な生物資源や海域と陸域の生態系の相互作用等が、普遍的価値として国際的にも高く評価され、知床国立公園及びその周辺地域が、世界自然遺産に登録された。

世界自然遺産登録以降の本国立公園へ訪れる観光客や、また、近年急激に増加している訪日外国人観光客の多くが、従前の原生的な半島景観の探勝に加え、野生動物との出会いや、原生的な自然の中でのアクティビティ、トレッキング等をその訪問の目的とするなど、新たな利用形態への対応が必要となってきている。

これらを受けて、第１次点検以降、地域住民、地権者、関係行政機関等の連携により、公園及びその周辺地域の保護管理や適正な利用のための様々な取組が行われてきたが、公園計画については、一部の変更に留まっている。また、多様な生態系が複合的に一体となって豊かな生態系を形成していることが評価され、国立・国定公園総合点検事業における国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張候補地の一つとして選定された。

以上のことから、今回の点検（第２次点検）では、平成７年の第１次点検以降における本国立公園を取り巻く社会情勢変化及び国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ、第１種特別地域の拡張並びに知床らしい公園利用を推進するための利用施設計画の追加及び整理を行うものである。

２　基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

（表５：基本方針変更表）

変 更 後	変 更 前
知床国立公園は、わが国に残された貴重な原始的自然の地域として、昭和 39 年６月１日に国立公園に指定された。本国立公園は知床半島の一部及びその沖合３km の海域からなり、火山活動と海食により形づくられた急峻な山々と海食崖、高山帯から海岸部まで連続する多様で自然性の高い植生、多様な湿原・湖沼群、ヒグマ等の大型ほ乳類、海ワシ類や海鳥類、アザラシ類、鯨類等の海棲ほ乳類やサケ科魚類といった生物相など多様な自然景観の要素が原生的な状態で維持されており、多様で優れた自然美を有していることが特徴である。 断崖や海岸部に見られる多数の滝、山岳部から海岸部まで原生的な森林が連続した一体的な半島景観は、オホーツク海側、根室海峡側双方で利用者が多い観光船や主要展望地から望む眺望景観として、非常に重要な位置付けにある。さらに、本国立公園及びその周辺地域が有する生物多様性と生態系が、世界自然遺産としての評価・登録を受けたことに加え、知床半島の広い範囲は、重要生態系や重要野鳥生息地等として、一体性かつ一定の面積を有する地域として選定されるなど、多様な動物の生息・繁殖地として重要であることが明らかとなってきた。 公園区域及び周辺地域では、従前の原生的な半島景観とあわせ	本公園は、昭和 39 年６月１日、我が国に残された貴重な原始的自然の地域として、国立公園に指定され、その後昭和 55 年に、遠音別岳原生自然環境保全地域の指定に伴い、一部が変更された以外、公園計画の変更は現在まで行われていない。 指定後約 20 年を経て、公園内外では、社会条件等に大きな変化が生じている。 自然保護への社会的関心の高まりと共に本公園に残された原始的な自然の価値が、ますます重視されるようになり、又、岩尾別地区で昭和 52 年に始まった知床 100 平方メートル運動は大きな拡がりを見せ、日本におけるナショナルトラスト運動の先進地として知られるようになっている。 公園利用の面においては、半島の両側を結ぶウトロ羅臼線が昭和 55 年開通し、従来のウトロ側中心の利用動線は半島を横断して周遊するルートに移行し、ウトロ側羅臼側の一体化が進み、又、これに伴い利用者数も指定当時の約 40 万人（40 年）から約 160 万人（56 年）へと大幅に増加している。 以上のような変化に対応するために、今回、 ・原始的自然の保護の強化 ・利用動線の変化への保護・利用の両面における対応

て、近年ではシーカヤックや観光船によるアザラシ類や鯨類等の海棲ほ乳類、ヒグマ、海ワシ類、海鳥類等の風致景観の構成要素である野生動物の観察といった新たな自然景観の利用形態も定着してきている。 以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を促進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。	・保護と調和のとれた、適正利用の推進 などを目的として、公園計画の再検討を行うものである。 再検討の基本方針、及び主な変更内容は次の通りである。
（１）規制計画 ア　保護規制計画 （ア）特別地域 ア）特別保護地区 知床半島の脊稜をなす火山連峰の核心部・火山性の湖沼周辺並びに海食崖の発達する海岸部など高い原始性を有する地域を特別保護地区として、特に厳正な保護を図るものとする。	（１）保護の方針 （ア）特別保護地区 知床半島の脊稜をなす火山連峰の核心部・火山性の湖沼周辺並びに海食崖の発達する海岸部など高い原始性を有する地域を特別保護地区として厳正な保護を図るものとする。 羅臼湖周辺及び知床五湖周辺を、湖沼を中心とした特異な原始的景観を保護するため、第一種特別地域及び第三種特別地域から特別保護地区に変更する。 又、羅臼岳・硫黄山西麓及び知床岳西南麓周辺においては、ハイマツ群落など原始的景観を保護するため、一部を第一種特別地域及び第三種特別地域から特別保護地区に変更する。
イ）第１種特別地域	（イ）第一種特別地域

特別保護地区に準ずる原始性を有する地域を第１種特別地域とし、その保護を図るものとする。	特別保護地区に準ずる原始性を有する地域を第一種特別地域とし、その保護を図るものとする。 遠音別岳、知西別岳北麓一帯については、周辺地域の取扱いに合わせて、特別保護地区から第一種特別地域に変更する。
ウ）第２種特別地域 本国立公園の主要利用動線の沿線にあたる地域を第２種特別地域とし、風致の保護を図るものとする。	（ウ）第二種特別地域 本公園の主要利用動線の沿線にあたる地域を第二種特別地域とし、風致の保護を図るものとする。 計画車道からの景観を保護し、又、知床 100 平方メートル運動地における景観保護を図るため、ウトロ羅臼線及びホロベツカムイワッカ線沿線一帯を第一種特別地域及び第三種特別地域から第二種特別地域に変更する。
エ）第３種特別地域 漁業など、他産業による土地利用の行われている地域その他、特別保護地区、第１種特別地域、第２種特別地域のいずれも含まれない特別地域を第３種特別地域とする。	（エ）第三種特別地域 漁業など、他産業による土地利用の行われている地域その他、特別保護地区、第一種特別地域、第二種特別地域のいずれも含まれない特別地域を第三種特別地域とする。 羅臼岳硫黄山西麓及び知床岳西南麓一帯において、境界線の明確化及び周辺地域の取扱いとの平準化のため、特別保護地区の一部を第三種特別地域に変更する。
（イ）利用調整地区 主要な利用拠点である知床五湖については、利用者の集中等に	

より自然環境への影響が生じているため、利用調整地区に指定し、一定の利用ルールの下で適正な公園利用を図る。	
（２）事業計画 本国立公園においては、その原始的な自然景観の保護と調和のとれた公園利用を進めるものとする。また、施設の整備にあたっては、適正な公園利用の推進を図るものとする。	（２）利用の方針 本公園にあっては、その原始的自然の保護と調和のとれた公園利用を進めるものとする。 このため、利用施設は、現在公園内で行われているドライブ、自然探勝、登山（一般的なもの）、キャンプなどの利用形態に対応するものに限ることとし、原始性の高い奥地での施設は計画しない。 又、施設の整備にあたっては、適正利用の推進を図るものとする。
ア　施設計画 （ア）利用施設計画 ア）集団施設地区 本国立公園の南東部に位置する羅臼側の利用拠点である羅臼温泉地区については、適正な利用を推進するための情報発信等の基地として一体的な整備を図る必要があることから、集団施設地区とし、適切な整備方針等を定める。	（ア）集団施設地区 宿泊基地としての機能を有する総合的な利用拠点として整備すべき集団施設地区は、従来どおり羅臼温泉のみにとどめ、現行集団施設地区計画はウトロ羅臼線開通後の変化に対応するよう区域、地割、整備方針等を変更する。

イ）単独施設 自然探勝及び野外レクリエーション利用の適切な推進を図るため、利用状況や整備効果を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に供されている施設を計画に位置付ける。この際、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、適切な種別の計画とする。 ウ）道路（車道） ウトロ側と羅臼側を結ぶ主要な利用動線の他、利用拠点への到達及び自然探勝に供する既存道路のうち、公園利用上必要な路線を位置付ける。 エ）道路（歩道） 登山道及び自然探勝路のうち、利用状況や整備効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。	（イ）単独施設 ホロベツ地域はウトロ羅臼線及び知床五湖方面への入口に当り、両地域への入込調整機能を有する利用拠点として各種施設を計画する。 その他半島中間部から先端部の原始性の高い地域及び山稜部における利用施設は削除する。 （ウ）車　道 現在一般利用者に供用されている路線に限るものとし、他は削除する。 又、道路の管理主体との整合を図るため、路線の統廃合を行い、路線名・起終点を変更する。 （エ）歩　道 現在一般的な登山路、探勝路として利用されている路線に限るものとし、他は削除する。 又、利用実態に合致するよう路線の統廃合を行い、路線名・起終点を変更する。 （オ）その他 半島先端部の利用は海上からの展望利用によるものとし、運輸施設（ふ頭）は削除する。

イ　生態系維持回復計画 　エゾシカの高密度状態による生態系への過度の影響を軽減するため、生態系維持回復事業計画を策定し、対策を講じる。	

３　規制計画の変更内容

（１）保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア　特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表６：特別地域変更表）

都道府県名	変更後		変更前	
	区　域	面積(ha)	区　域	面積(ha)
北海道	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、248 林班及び 252 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、224 林班、225 林班、229 林班、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 251 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯ノ沢町の各一部	15,943	目梨郡羅臼町内 根釧東部森林管理署 230 林班、231 林班、233 林班から 235 林班まで、248 林班及び 252 林班から 275 林班までの全部並びに 210 林班、214 林班、217 林班、221 林班、222 林班、224 林班、225 林班、229 林班、237 林班、240 林班、242 林班、243 林班、245 林班から 247 林班まで及び 249 林班から 251 林班までの各一部 目梨郡羅臼町 相泊、化石浜、崩浜、昆布浜、知床岬、瀬石、滝ノ下及び船泊の全部並びに北浜及び湯ノ沢町の各一部	15,625

都道府県名	変 更 後		変 更 前	
	区　域	面積(ha)	区　域	面積(ha)
			変更部分 面 積 計	318 (国 － 公 318 私 －)
			変 更 前 特別地域面積	38,636 (国 36,216 公 760 私 1,660)
			変 更 後 特別地域面積	38,954 (国 36,216 公 1,078 私 1,660)

（ア）第１種特別地域

第１種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表７：第１種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
1	拡張	第３種特別地域からの振替	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	ルサ川河口は、河川沿いにはヤナギの河畔林が形成され、周辺にはミズナラ、トドマツを主体とする針広混交林が分布している。 海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を構成しており、知床横断道路沿線や観光船等による海域からの眺望景観としても重要である。 また、ルサ川は河川工作物が無く自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類の遡上が見られ、シマフクロウやオジロワシ、ヒグマ等の多様な野生生物の生息地として重要である。 このため、厳正な保護を図るため、第１種特別地域とする。	8 （国 2 公 6 私 ー）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
2	拡張	特別地域の拡張	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	ルサ川からキキリベツ川及びショウジ川の下流域一帯を含む地域は、エゾマツ、トドマツからなる北方針葉樹林や針広混交林等の自然林が分布している。 海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を構成しており、知床横断道路沿線や観光船等による海域からの眺望景観としても重要である。 また、各河川沿いは、自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類の遡上が見られ、これらを重要な餌資源とするヒグマやオジロワシ、シマフクロウ等の大型猛禽類などの野生生物が高密度で生息する豊かな生態系が残され、優れた自然景観を有している。 このため海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を保護するため、当該区域を第１種特別地域とする。	318 （国　－ 公　318 私　－）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
					変更部分 面 積 計	326 国 2 公 324 私 －
					変 更 前 第１種特別地域面積	3,822 国 3,816 公 － 私 6
					変 更 後 第１種特別地域面積	4,148 国 3,818 公 324 私 6

（イ）第３種特別地域

第３種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表８：第３種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
1	削除	第１種特別地域への振替	ルサ	北海道目梨郡羅臼町 北浜の一部	ルサ川河口は、河川沿いにはヤナギの河畔林が形成され、周辺にはミズナラ、トドマツを主体とする針広混交林が分布している。 海岸部から高標高域まで原生的な森林景観が連続する知床半島の一体的な優れた自然景観を構成しており、知床横断道路沿線や観光船等による海域からの眺望景観としても重要である。 また、ルサ川は河川工作物が無く自然の状態の河川環境が良好に維持されており、サケ科魚類の遡上が見られ、シマフクロウやオジロワシ、ヒグマ等の多様な野生生物の生息地として重要である。 このため、厳正な保護を図るため、第１種特別地域へ振り替える。	△8 （国　△2 公　△6 私　－）

番号	区分	内容	名　称	変更部分の区域	変 更 理 由	面積（ha）
					変更部分 面 積 計	△8 （国 △2 公 △6 私 －）
					変 更 前 第３種特別地域面積	8,039 （国 8,016 公 10 私 13）
					変 更 後 第３種特別地域面積	8,031 （国 8,014 公 4 私 13）

イ　面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

（表９：地域地区別土地所有別面積総括表）

（単位：面積 ha、比率％）

<table>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="12">特別地域</td><td colspan="3">普通地域
（陸域）</td><td colspan="3">合計
（陸域）</td><td>海域公園地区</td><td>普通地域
（海域）</td><td>合計
（海域）</td></tr>
<tr><td>地種区分</td><td colspan="3">特別保護地区</td><td colspan="3">第１種特別地域</td><td colspan="3">第２種特別地域</td><td colspan="3">第３種特別地域</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土地所有別</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td>国</td><td>公</td><td>私</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土地所有別面積</td><td>22,159</td><td>92</td><td>1,275</td><td>3,818</td><td>324</td><td>6</td><td>2,225</td><td>658</td><td>366</td><td>8,014</td><td>4</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>36,216</td><td>1,078</td><td>1,660</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地種区分別面積
（比率）</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">4,148
(26.9)</td><td colspan="3">3,249
(21.1)</td><td colspan="3">8,031
(52.0)</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域地区別面積
（比率）</td><td colspan="3">23,526
(60.4)</td><td colspan="9">15,428
(39.6)</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域別面積
（比率）</td><td colspan="12">38,954
(100.0)</td><td colspan="3">0
(0.0)</td><td colspan="3">38,954
(100.0)</td><td>0
(0.0)</td><td>22,353
(100.0)</td><td>22,353
(100.0)</td></tr>
</table>

（表 10：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：ha）

地域地区 / 市町村名		現行										変更後										増減	
		特別地域					普通地域（陸域）	合計（陸域）（A）	海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）（A’）	特別地域					普通地域（陸域）	合計（陸域）（B）	海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）（B’）	陸域（B−A）	海域（B’−A’）
		特保	第1種	第2種	第3種	小計						特保	第1種	第2種	第3種	小計							
北海道	斜里郡斜里町	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	－	23,011	－	22,353	22,353	15,089	2,149	2,336	3,437	23,011	0	23,011	0	22,353	22,353	0	0
	目梨郡羅臼町	8,437	1,673	913	4,602	15,625	－	15,625				8,437	1,999	913	4,594	15,943	0	15,943				318	
合計		23,526	3,822	3,249	8,039	38,636	－	38,636	－	22,353	22,353	23,526	4,148	3,249	8,031	38,954	0	38,954	0	22,353	22,353	318	0

保護規制計画変更図

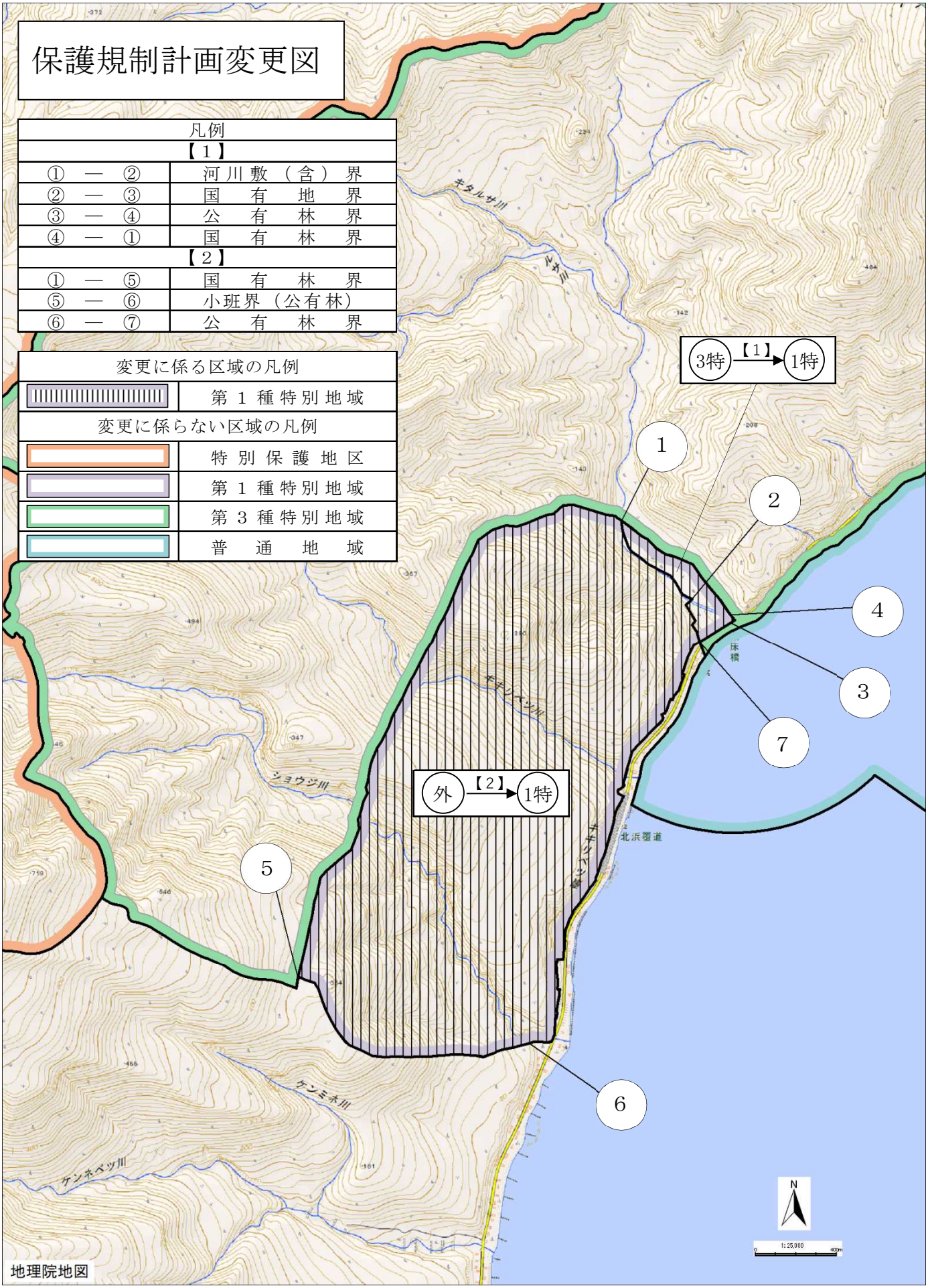
凡例
【1】
① ― ② 河川敷（含）界
② ― ③ 国有地界
③ ― ④ 公有林界
④ ― ① 国有林界
【2】
① ― ⑤ 国有林界
⑤ ― ⑥ 小班界（公有林）
⑥ ― ⑦ 公有林界
変更に係る区域の凡例
第1種特別地域
変更に係らない区域の凡例
特別保護地区
第1種特別地域
第3種特別地域
普通地域
3特 【1】 1特
外 【2】 1特
1
2
3
4
5
6
7
キタルサ川
ルサ川
キキノベツ川
ショウジ川
ケンミ木川
ケンネベツ川
北浜覆道
床橋
N
地理院地図

４　事業計画の変更内容

（１）施設計画

ア　利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

（ア）単独施設

次の単独施設を変更する。

（表11：単独施設変更表）

現行					新規		理由
番号	種類	位置	整備方針	告示年月日	位置	整備方針	
1	園地	北海道斜里郡斜里町（カムイワッカ）	硫黄山登山線起点付近に、小規模な展望休憩施設を整備する。	昭59.6.15告示	変更なし	カムイワッカ湯の滝周辺及び硫黄山登山線起点付近の探勝利用者のための施設を整備する。	カムイワッカ湯の滝周辺を事業範囲に追加するため。

利用施設計画変更図１
凡　例
園　　地
変更－カムイワッカ園地
ウンメーン岩
知床林道
カムイワッカの滝
知床大橋
ワッカ橋
新噴火口
N
1:25,000
0
400m
地理院地図

（イ）道路

a　歩道

次の歩道を追加する。

（表12：道路（歩道）追加表）

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整　備　方　針
7	ホロベツ・岩尾別線	起点―北海道斜里郡斜里町（ホロベツ園地） 終点―北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道分岐点） 起点―北海道斜里郡斜里町（岩尾別・車道合流点） 終点―北海道斜里郡斜里町（知床五湖・車道分岐点）	―	探勝コースとして既存歩道の整備を図る。

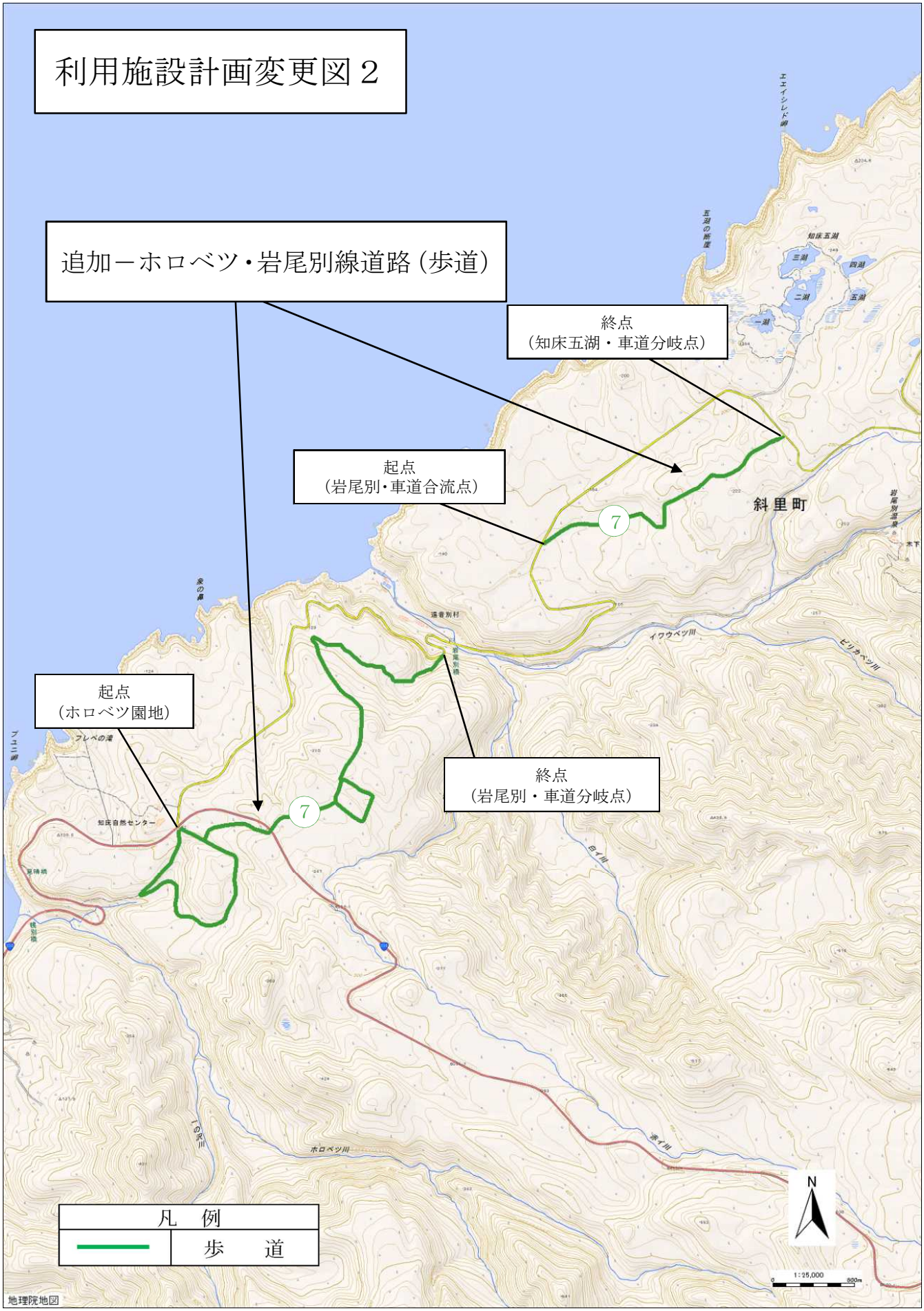
利用施設計画変更図２
追加－ホロベツ・岩尾別線道路（歩道）
終点
（知床五湖・車道分岐点）
起点
（岩尾別・車道合流点）
起点
（ホロベツ園地）
終点
（岩尾別・車道分岐点）
7
7
斜里町
知床五湖
一湖
二湖
三湖
四湖
五湖
五湖の断崖
エエイシレド岬
氷の滝
遠音別村
岩尾別橋
イワウベツ川
ピリカベツ川
岩尾別温泉
木下
プユニ岬
プレベの滝
知床自然センター
見晴橋
横別橋
白イ川
ホロベツ川
1の沢川
凡　例
歩　道
N
1:25,000
0
800m
地理院地図

５　参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

（表 13：参考事項変更表）

変 更 後	変 更 前
（２）過去の経緯 昭和 39 年６月１日　公園区域の指定、公園計画の決定、特別地域の指定、特別保護地区の指定 昭和 43 年８月 23 日　羅臼温泉集団施設地区の指定及び詳細計画の決定 昭和 55 年２月４日　遠音別岳原生自然環境保全地域指定に伴う公園区域、特別地域の区域、特別保護地区の区域の一部削除及び公園計画の一部変更 昭和 59 年６月 15 日　再検討による公園区域、公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の変更 平成２年 12 月１日　知床乗入れ規制地区の指定 平成７年２月 21 日　公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の一部変更 平成 15 年８月 20 日　公園計画の変更（利用施設計画（北海道自然歩道）の追加） 平成 17 年 12 月 22 日　公園区域の変更（海域の拡張） 平成 22 年 10 月 12 日　公園計画の一部変更（利用調整地区の指定、生態系維持回復計画の追加） 平成 22 年 10 月 21 日　知床生態系維持回復事業計画の決定	（２）過去の経緯 昭和 39 年６月１日　公園区域の指定、公園計画の決定、特別地域の指定、特別保護地区の指定 昭和 43 年８月 23 日　羅臼温泉集団施設地区の指定及び詳細計画の決定 昭和 55 年２月４日　遠音別岳原生自然環境保全地域指定に伴う公園区域、特別地域の区域、特別保護地区の区域の一部削除及び公園計画の一部変更 昭和 59 年６月 15 日　再検討による公園区域、公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の変更 平成２年 12 月１日　知床乗入れ規制地区の指定 平成７年２月 21 日　公園計画、特別地域の区域及び特別保護地区の区域の一部変更 平成 15 年８月 20 日　公園計画の変更（利用施設計画（北海道自然歩道）の追加）

平成 22 年 12 月 17 日　公園区域の変更	